発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年11月28日
【発行者の名称】	株式会社マルク （Maruc Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　北野　順哉
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市吉藤三丁目４番６号
【電話番号】	(089)989-1009（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　片山　正人
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所TOKYO PRO Market 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社マルク https://maruc-group.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金

融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第13期	第14期	第15期
決算年月		2023年８月	2024年８月	2025年８月
売上高	（千円）	579,477	756,989	843,657
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△51,262	56,908	111,632
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	（千円）	△54,499	36,673	103,294
包括利益	（千円）	△54,886	46,473	102,953
純資産額	（千円）	26,156	72,629	175,583
総資産額	（千円）	557,176	608,654	677,011
１株当たり純資産額	（円）	32.14	84.54	232.10
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	△77.86	52.39	147.56
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（％）	4.0	9.7	24.0
自己資本利益率	（％）	△109.5	89.8	93.2
株価収益率	（倍）	△18.0	26.7	9.5
配当性向	（％）	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△58,489	56,778	124,681
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	108,326	△12,901	1,106
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	127,208	△39,287	△38,832
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	406,765	411,355	498,309
従業員数（外、平均臨時雇用者数）	（人）	98 (116)	96 (113)	97 (131)

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第 13 期は潜在株式がなく、また、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第 14 期及び第 15 期は潜在株式がないため記載しておりません。

２．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、平均人員を（　）外数で記載しております。

３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

４．連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、ひかり監査法人により監査を受けております。

２【沿革】

2006 年、当社（株式会社マルク）現代表取締役社長北野順哉の実兄である北野賢三氏が、就労継続支援Ａ型事業所の運営を目的として創業した「まるく株式会社」が当社グループの原点であります。

年月	事項
2006年11月	就労継続支援Ａ型事業所の運営を目的として、まるく株式会社を愛媛県松山市にて創業
2011年４月	就労継続支援Ａ型事業所の運営統括を目的としてメンターウェイ株式会社（現 株式会社マルク）を愛媛県松山市にて設立
2011年11月	就労継続支援Ａ型事業所の運営を目的として株式会社アイリールを愛媛県今治市に設立
2013年11月	北野順哉がメンターウェイ株式会社の代表取締役に就任 就労継続支援Ａ型事業所の運営を目的としてトライ株式会社を愛媛県松山市にて設立 北野順哉がトライ株式会社の代表取締役に就任
2015年８月	北野順哉がまるく株式会社、株式会社アイリールの代表取締役に就任 メンターウェイ株式会社が株式会社マルクへ商号変更
2016年９月	まるく株式会社が株式会社アイリールとトライ株式会社の事業の全部を譲受
2016年10月	株式会社マルクが放課後等デイサービス事業第１号教室である「マルクスコラ山越教室」の運営を愛媛県松山市にて開始
2018年５月	株式会社マルクが放課後等デイサービス事業第２号教室である「マルクスコラはなみずき教室」の運営を愛媛県松山市にて開始
2018年８月	株式会社マルクがまるく株式会社の株式を取得し、完全子会社化
2018年９月	株式会社マルクがまるく株式会社の就労継続支援Ａ型事業の事業を譲受
2019年６月	株式会社マルクが放課後等デイサービス事業第３号教室である「マルクスコラ余戸教室」の運営を愛媛県松山市にて開始
2020年６月	株式会社マルクが就労支援事業部の新規事業、就労移行支援事業である「マルクキャリア味酒」の運営を愛媛県松山市にて開始
2020年７月	株式会社マルクが放課後等デイサービス事業第４号教室である「マルクスコラ竹原教室」の運営を愛媛県松山市にて開始
2020年８月	株式会社マルクが放課後等デイサービス事業第５号教室である「マルクスコラ来住教室」の運営を愛媛県松山市にて開始
2021年10月	株式会社マルクが自立訓練（生活訓練）事業第１号事業所である「マルクカレッジ津田沼」の運営を千葉県船橋市にて開始
2022年１月	株式会社マルクの東京本社を開設
2022年３月	株式会社マルクが自立訓練（生活訓練）事業第２号事業所である「マルクカレッジ秋葉原」の運営を東京都千代田区にて開始
2022年４月	株式会社マルクが自立訓練（生活訓練）事業第３号事業所である「マルクカレッジ横浜西口」の運営を神奈川県横浜市西区にて開始
2022年５月	株式会社マルクが自立訓練（生活訓練）事業第４号事業所である「マルクカレッジ味酒」の運営を愛媛県松山市にて開始 株式会社マルクが放課後等デイサービス事業第６号教室である「マルクスコラ高岡教室」の運営を愛媛県松山市にて開始
2022年７月	株式会社マルクが自立訓練（生活訓練）事業第５号事業所である「マルクカレッジ千葉中央」の運営を千葉市中央区にて開始
2022年９月	濱田岳氏との共同出資により子会社となる株式会社ミライデザインGXを設立。
2022年10月	株式会社マルクが自立訓練（生活訓練）事業第６号事業所である「マルクカレッジ川崎」の運営を川崎市川崎区にて開始

2024年4月	株式会社マルクが就労継続支援Ａ型事業第４号事業所である「マルクワークス来住」の運営を愛媛県松山市にて開始

当社の現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。

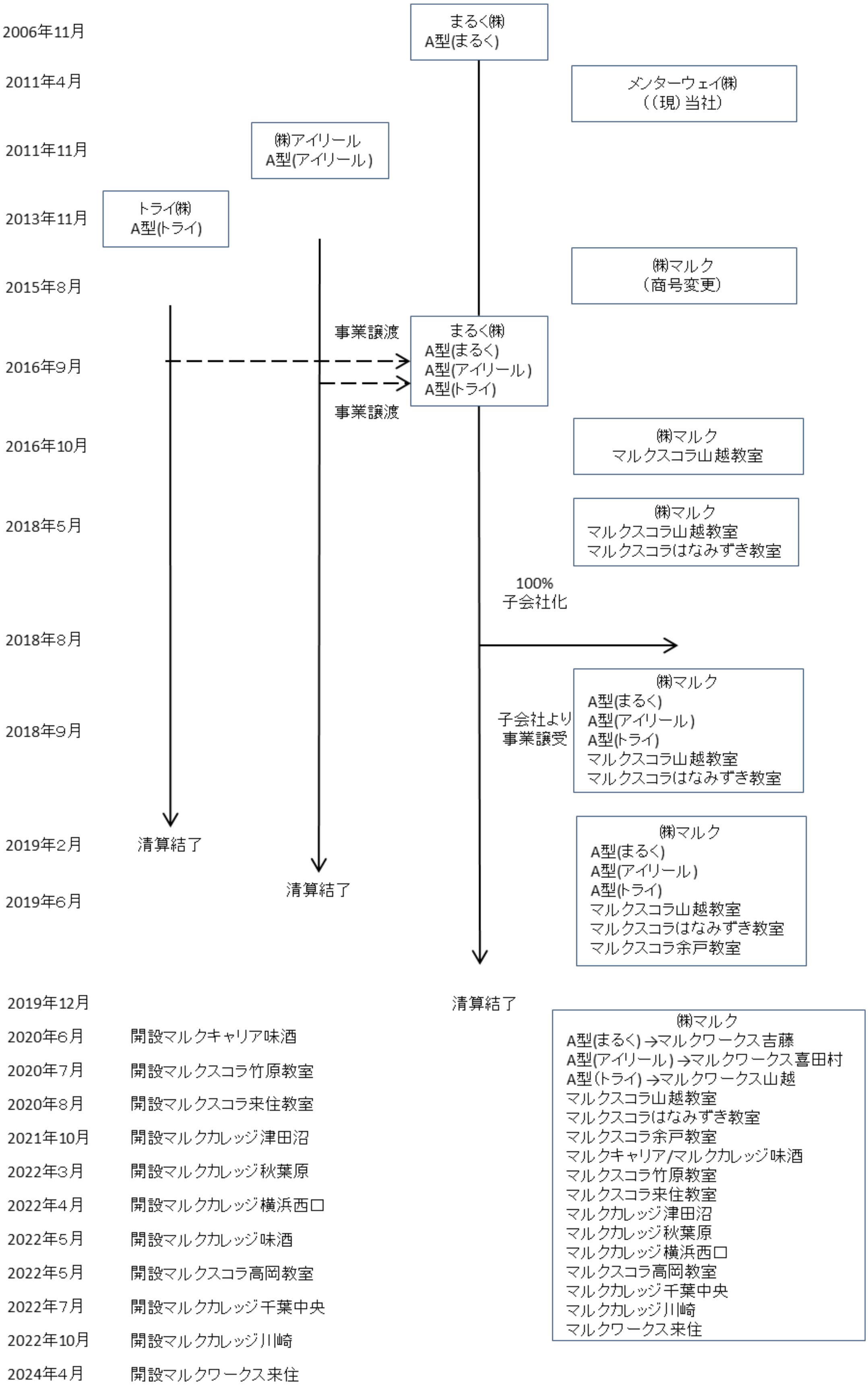

３【事業の内容】

当社グループは、愛媛県において、就労継続支援Ａ型・移行支援事業所を５事業所（附帯福祉サービスとして指定特定相談支援、就労定着支援も実施）、放課後等デイサービスを６事業所、自立訓練（生活訓練）事業の新規事業所「マルクカレッジ津田沼」の開設を皮切りに、首都圏エリアで５事業所の合計 16 事業所の運営を中心とした「障がい福祉サービス事業」を展開しており、利用契約総数で 400 名以上の障がいのある方の社会的な自立に向けた支援を行っております。また、子会社の株式会社ミライデザイン GX において、食品スーパー向けに「ソーシャルビジネス事業」を展開しております。

当社グループは「強さと優しさが循環する社会の実現」という経営理念のもと、『強さ』＝障がいのある方たちが社会的に自立することで経済活力を生み、 社会保障の担い手の一員となり、『優しさ』＝その保障が本当に支えの必要な人たちに巡っていく社会を実現することを目指しております。

なお、当社グループは、報告セグメントを障がい福祉サービス事業とソーシャルビジネス事業としており、障がい福祉サービス事業の主要な業務として就労継続支援Ａ型事業、放課後等デイサービス事業、自立訓練（生活訓練）事業、研修事業に区分しその内容を記載します。

●就労継続支援Ａ型事業

障がい者と施設利用契約を締結するとともに、障がい者を社員として雇用して一定の労働環境を保証しつつ、実際に企業等から受託した業務に取り組む中で就労や自立に必要な訓練を行う許認可制の障がい福祉サービス事業の一つであります。当社グループの運営する就労継続支援Ａ型事業所の特徴としては、すべて「送り出すＡ 型」というコンセプトで運営されていることが挙げられます。実際に就労継続支援Ａ型事業所としては累計 50 名以上にのぼる一般就労実績があり、当社グループの事業所「まるく」が愛媛県第１号の就労継続支援Ａ型事業所であることも相まって、当社グループのブランディングに大きく寄与しています。就労継続支援Ａ型事業所に所属する障がいのある社員には、本人の希望によって一般就労を目指す場合と、事業所で長く働き続けて戦力になっていく場合との、働き方の選択肢が存在することも大きな特徴です。

また、障がい福祉サービスを申請した障がいのある方に対して、障がい福祉サービスの利用計画の作成や利用計画の見直しを行うサービス（指定特定相談支援）や、一般企業に就労した障がいのある方が安定的に職場に定着できるように、ご本人様と面談や、職場との連携を行うサービス（就労定着支援）も行っております。

現在は「マルクワークス吉藤（愛媛県松山市）」「マルクワークス喜田村（愛媛県今治市）」「マルクワークス山越（愛媛県松山市）」「マルクワークス来住（愛媛県松山市）」の４事業所にて業務を行っております。

就労継続支援Ａ型事業所での主な提供業務

【データ入力業務】

データ入力・スキャニング・アンケート集計・テープ起こし等、企業や団体の事務作業をアウトソーシングにて受託しております。

【清掃業務】

事業所から企業や公共施設等に出向き（施設外就労）、支援員１～２名、障がい者社員３～５名で構成されるユニット毎に清掃業務や庭園の整備などを行っております。

【加工業務】

企業と業務委託契約を結び、製品や資材を加工・検品し商品として納品します。また、施設外就労にて工場のライン業務を受託できていることも当社の加工業務の特徴です。

就労継続支援Ａ型事業の事業系統図

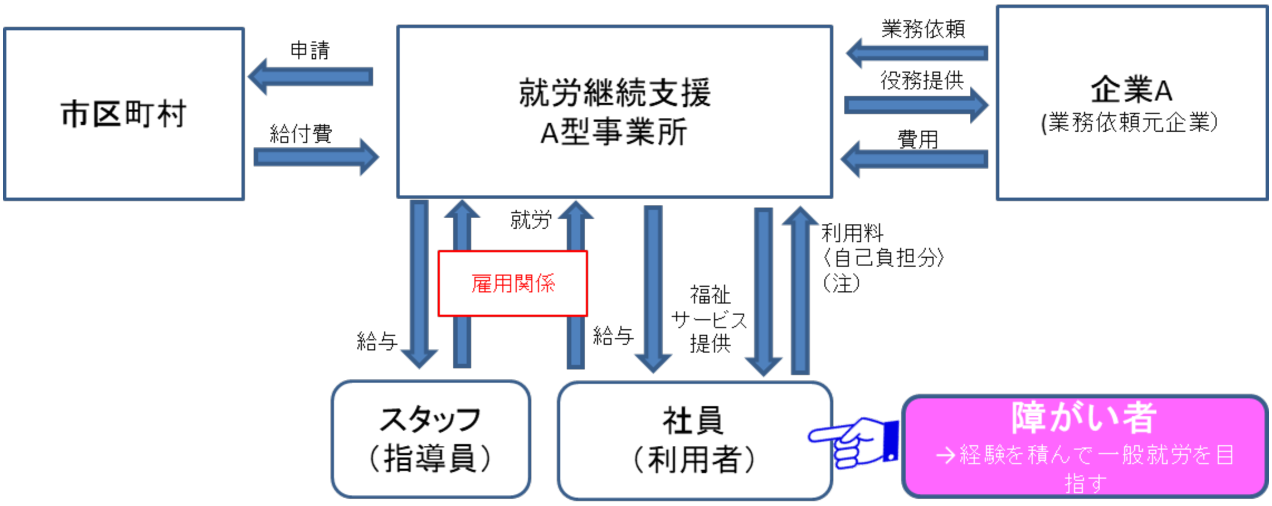

●放課後等デイサービス事業

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための療育を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する許認可制の障がい福祉サービス事業の一つであります。「マルクスコラ」のブランド名にて展開している当社の放課後等デイサービスでは、「就労自立準備型 放課後等デイサービス」をコンセプトとして、就労スキル・生活スキル・社会性スキル・コミュニケーションスキル等の将来的な就労や自立に向けて必要な療育プログラムを提供していることが特徴です。これらの療育には障がい者の就労支援を 10 年以上に渡って行ってきた当社のノウハウが活かされております。

障がいのある児童が在学中に働き自立するための準備をしっかりと行うことで ①本人の可能性が広がることはもちろん ②子供の将来を心配する保護者の不安の解消 ③就労先の企業や事業所での障がい者雇用の促進 ④支援学校等教育機関においては自立訓練の補完等の地域社会において意義のある事業であり、今後の成長が期待される分野です。

【社会性スキル】

【就労スキル】

【コミュニケーションスキル】

【生活スキル】

放課後等デイサービス事業の事業系統図

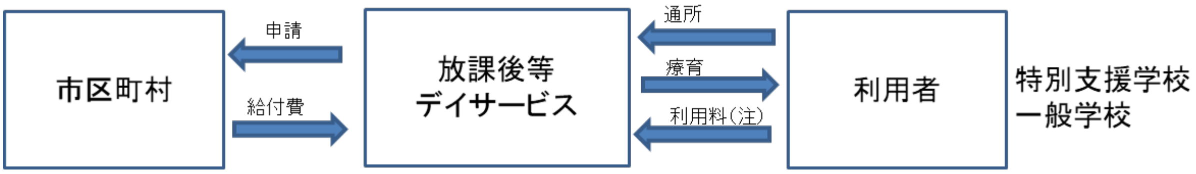

●自立訓練（生活訓練）事業

社会生活を送るために、心と体の準備が必要な障がいのある方が、自立した生活（日常面・生活面）が送れるように、生活能力の維持・向上のために必要なスキルを身につけることを目的とした日中活動の場を提供するサービスです。マルクグループの就労継続支援「送り出す A 型」と療育「就労自立準備型放デイ」の運営から見えた、課題や強みを活かした『多様なニーズ（希望）を形にする自立訓練』です。

コミュニケーションスキル、ライフスキル、ソーシャルスキル、ワークスキル等の獲得をメインとし、e スポーツや生産活動体験なども取り入れたプログラムを提供しています。

【ソーシャルスキル】

【ワークスキル】

自立訓練（生活訓練）事業の事業系統図

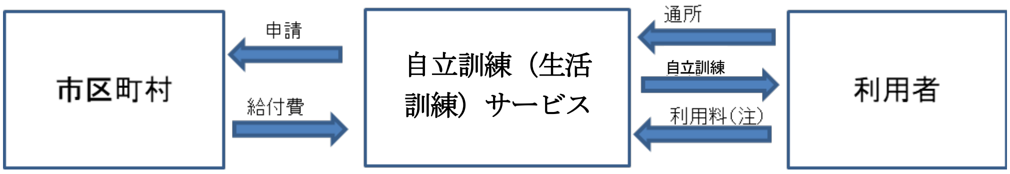

（注）障がい福祉サービス事業の利用料金は、所得に応じて下図のとおり負担上限額が設定されております。そのため、1 ヶ月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担が発生しない仕組みになっています。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="3">所得区分の認定方法</th><th>負担上限月額</th></tr>
<tr><td>生活保護</td><td colspan="3">生活保護を支給されている世帯</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>低所得</td><td colspan="3">市区町村民税非課税世帯</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般 1</td><td rowspan="2">市区町村民税課税世帯</td><td>就労継続支援 A 型事業の利用者</td><td>所得割 16 万円未満</td><td>9, 300 円</td></tr>
<tr><td>放課後等デイサービス事業の利用者</td><td>所得割 28 万円未満</td><td>4, 600 円</td></tr>
<tr><td>一般 2</td><td colspan="3">上記以外</td><td>37, 200 円</td></tr>
</table>

●ソーシャルビジネス事業

スーパーマーケットの社会課題である「食品ロス（フードロス）」をビジネスで解決するため、賞味期限・消費期限の近いものから購入する『食品のてまえどり』を促進するサービス「ハピタベ」を提供しております。

●研修事業

サービス管理責任者等を対象とした完全オンライン形式の研修「福祉研修アカデミー」を提供しております。

４【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社ミライデザインGX	東京都 千代田区	10,000	食品ロス削減プロジェクトの運営に関する業務	(所有) 60.0	役員の兼任1名

(注) 特定子会社に該当しております。

５【従業員の状況】

（１） 連結会社の状況

2025年８月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
障がい福祉サービス事業	97(131)
ソーシャルビジネス事業	－(－)
合計	97(131)

(注) １．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当連結会計年度の平均人員を（　）外数で記載しております。

（２）発行者の状況

2025年８月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
97(131)	34.6	4.5	3,570

セグメントの名称	従業員数（人）
障がい福祉サービス事業	97(131)
合計	97(131)

(注) １．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

（３）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあって緩やかな回復がみられたものの、資源価格の高騰や物価の上昇基調など先行き不透明な事業環境が続いております。

このような環境のもと、当社は就労継続支援Ａ型事業・放課後等デイサービス事業・自立訓練（生活訓練）事業を中心に、既存事業所での利用促進と食品ロス削減プロジェクト運営等の活動を進めてまいりました。また、障がい者雇用納付金制度に基づく報奨金等による収入 33,025 千円を営業外収益に計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は 843,657 千円（前年同期比 11.4%増）、営業利益は 78,851 千円（前年同期比 142.2%増）、経常利益は 111,632 千円（前年同期比 96.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 103,294 千円（前年同期比 181.7%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(障がい福祉サービス事業)

障がい福祉サービス事業におきましては、それぞれの事業所において利用者数及び稼働率が向上したことに加えて、サービス管理責任者等の研修を完全オンライン形式で実施する「福祉研修アカデミー」の開始も売上高増加に寄与しました。

当連結会計年度の外部顧客への売上高は 805,521 千円（前年同期比 19.4%増）、セグメント利益は 79,225 千円（前年同期は 2,658 千円のセグメント損失）となりました。

（ソーシャルビジネス事業）

CO2 削減及び食品ロス削減プロジェクトの運営に関する業務を行っております。

当連結会計年度の外部顧客への売上高は 38,136 千円（前年同期比 53.7%減）、セグメント損失は 373 千円（前年同期は 33,380 千円のセグメント利益）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度末と比較して 86,954 千円増加し、498,309 千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益 112,964 千円等を計上したことにより、124,681 千円のプラス（前年同期は 56,778 千円のプラス）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の売却による収入 2,532 千円等により、1,106 千円のプラス（前年同期は 12,901 千円のマイナス）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出 36,632 千円等により、38,832 千円のマイナス（前年同期は 39,287 千円のマイナス）となりました。

２【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2)受注実績

当社グループは受注から役務提供までの期間が短いため、該当事項はありません。

(3)販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	期末 拠点数	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
障がい福祉サービス事業	16	805,521	119.4
ソーシャルビジネス事業	1	38,136	46.3
合計	17	843,657	111.4

(注) 最近２連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年９月 １日 至 2024年８月31日)		当連結会計年度 (自 2024年９月 １日 至 2025年８月31日)	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
愛媛県国民健康保険団体連合会	505,305	66.7	542,765	64.3

３【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「強さと優しさが循環する社会の実現」という経営理念のもと、『強さ』＝障がいのある方たちが社会的に自立することで経済活力を生み、 社会保障の担い手の一員となり、『優しさ』＝その保障が本当に支えの必要な人たちに巡っていく社会を実現することを会社の経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、障がいのある方たち一人ひとりの社会的自立を「働く」という事を通じてサポートする会社として、創業時愛媛県で最初に就労継続支援Ａ型事業に着手する等、長年培われた障がい福祉サービス事業の知識・経験を基礎とし、放課後等デイサービス事業所「マルクスコラ」の新規開設等によって、さらなる成長を目指してまいります。

(3) 対処すべき課題等

上記を踏まえたうえで、当社における経営上の重要課題は以下のとおりです。

① 障がい福祉サービスの品質向上

当社グループは、就労継続支援Ａ型事業所および放課後等デイサービス事業所の運営等を通じて、利用者の様々な問題解決に貢献しており、そこで提供するサービスの品質を維持向上させ、利用者のニーズにこたえていくことが必要となります。そのために、スタッフに対する当社内外での研修受講の推奨や、各スタッフの職務内容や人事評価制度の明確化、社外の専門家の招聘等により、提供するサービス改善の継続を図ります。

② 人材の確保とスタッフ育成

当社グループが実施する障がい福祉サービスにおいて、持続的な成長を進めるためには、優秀な人材の育成、確保が不可欠であります。このため、新人研修を充実させるとともに、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置等により士気の高揚や潜在能力が顕在化できるよう努めております。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する一環として、長時間労働の削減を図るため、超過勤務時間管理施策の徹底と毎月開催の運営会議で状況把握を実施するなど、従業員の健康維持、増進を図ります。

③ サービス提供範囲の拡大と収益源の多角化

障がい者法定雇用率は今後も継続して上昇することが見込まれますが、他の障がい福祉施設やお客様のご家族等のニーズに応えるため、新しいサービスの提供を検討し、実施することも重要な課題であると認識しております。

そのため、当社は就労継続支援Ａ型事業・放課後等デイサービス事業、自立訓練（生活訓練）事業を中心に、既存事業所での利用促進等の活動を進めるとともに、子会社である株式会社ミライデザイン GX において、 食品スーパーを対象とした CO2 ・食品ロス削減支援事業の活動を進めております。

今後も事業拠点を拡大することで収益源を多角化し、更なる経営の健全化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行う必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制等について

当社グループは、事業活動を行う上で、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」等様々な法規制の適用を受けております。

当社グループでは、法令・諸規則遵守の強化を図るため、内部管理体制の整備・強化に努めておりますが、今後、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、また、何らかの事情により法律に抵触する事態が生じた場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

とりわけ当社グループの事業モデルは、国からの報酬を主な収益源としており、３年ごとに実施される報酬改定にて下方の改定が行われた場合には業績に重要な影響を与える可能性があります。

また、各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定(６年ごとの更新)を受けるものであり、指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。当社グループの提供する障がい福祉サービス事業に必要な指定は、以下の通りです。

取得	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社各事業所	指定障害福祉サービス	障害者総合支援法の就労継続支援	６年毎の更新	障害者総合支援法第 50 条（指定の取消等)
		障害者総合支援法の特定相談支援		障害者総合支援法第 51 条の 29（指定の取消等)
		児童福祉法の放課後等デイサービス		児童福祉法第21条の５の23

指定は事業所単位で取得しており、法人全体として組織的な不正が認められるといった場合を除き、指定の取消等についても事業所毎に検討されます。現時点において、当社グループの運営する事業所に指定取消や営業停止は発生しておりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業停止となっ

た場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

特に、各事業所には指定を受ける際に利用定員が定められており、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」では省令（注 1）にて、「事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないが、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない」ことが定められております。

また、厚生労働省の通知（注 2）にて、報酬の減算対象は、単日で定員の 150%、３ヶ月の平均が就労継続支援事業では定員の 125%、放課後等デイサービス事業では定員の 130%をそれぞれ超過する場合と定められております。そして、各都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用については指導すること、また、指導に従わず、減算対象となる定員超過利用を継続する場合には、指定の取消しを検討すると定められており、その運用は各自治体に委ねられております。さらに、厚生労働省の通知（注 3）には、「原則として利用定員の超過は禁止だが、適正なサービスの提供が確保されること」が前提とされ、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能である旨が定められております。

当社グループでは、上記の省令や通知事項等を遵守し、細心の注意を払っておりますが、今後、国による制度、各自治体の運用方針や通知事項が変更された場合には、これまで通りの運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（注 1）	就労継続支援Ａ型事業	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
	放課後等デイサービス事業	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
（注 2）	就労継続支援Ａ型事業	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
	放課後等デイサービス事業	「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
（注 3）	就労継続支援Ａ型事業	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」
	放課後等デイサービス事業	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」

⑵ 人材の確保及び育成について

当社グループでは、新規施設の増加に伴い、児童発達支援管理責任者などの資格や要件を満たした人材の確保と育成が急務となっております。そのため、当社グループでは、幅広い採用活動を行いつつ、人材の育成に取り組んでおりますが、その採用と育成が施設開設の速度に対応できない場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

⑶ 事業所展開について

当社グループでは、立地条件、事業所の採算性などを勘案し新規事業所開設を行っていく方針としております。しかしながら、当社グループの新設条件に合致する物件が見つからなかった場合や、工事や人材確保等の遅れにより開設が遅延した場合には新規事業所開設を見合わせることもあり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

⑷ 特定地域への依存及び大規模な自然災害について

当社グループでは、愛媛県内及び関東地区に障がい者福祉事業所を有しております。これらの施設が地震や津波、火災や水害などの被害を受けた場合は、利用者や従業員、建物などに被害が及ぶ可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 有利子負債について
　当社グループでは、新規開設に関する設備資金などは金融機関からの借入などにより調達しておりますが、外部借入への依存度が2025年８月31日現在、負債純資産合計の58%と高くなっており、急激な金融情勢に変化がある場合や、計画通りに資金調達が出来ない場合には、新たに施設を開設することが出来なくなり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 個人情報の保護について
　当社グループの施設においては、利用者の氏名、住所をはじめ、保護者の氏名及び職業などの情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、施設の許認可及び指定に影響が出るなど、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 感染症等の流行
　当社グループでは、多くの利用者に安全なサービスを提供するため、感染症防止等の衛生管理を徹底しております。しかし、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症及び食中毒等が流行した場合、利用者の利用減少や従業員の欠勤による施設稼働の低下が生ずる可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 新たに施設を開設した場合の経営成績に対する影響
　新たに施設を開設した場合、開設初年度においては、稼働率が低く、また、従業員の新規採用コストや研修費、消耗品等の開設準備費用が発生することから、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 競合について
　当社グループが属する障がい福祉サービス業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社グループの持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間では構築することは難しいと考えます。しかしながら当連結会計年度末現在以降において、さらなる競合他社の事業拡大や新規参入等がある場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、子会社である株式会社ミライデザイン GX が展開する食品ロス削減の領域は近年注目されているため、当連結会計年度末現在以降において、さらなる競合他社の事業拡大や新規参入等がある場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 運営施設の事故等
　当社グループは、施設運営において利用者の安全を確保する体制を整備していることから、これまで業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかし、万が一運営施設において重大な事故等が発生した場合、所管する自治体等からの業務停止命令や訴訟及び風評被害等による多数の利用者減少により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 訴訟について
　当社グループでは現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、利用者の症状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 固定資産の減損会計について
　当社グループは、すでに固定資産の減損会計を適用しておりますが、今後当社グループが保有する固定資産を使用する事業所の業績が悪化し、回復が見込まれない場合や、固定資産の市場価格が著しく低下した場合には、当該固定資産について減損損失を計上することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があり

ます。

(13) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長である北野順哉は、当社グループの経営方針及び事業戦略の立案・遂行等、多岐にわたり当社グループにおいて重要な役割を果たしております。当社グループでは組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、今後何らかの理由により同氏が当社グループの経営執行を継続することが困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) J－Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、2018 年６月 29 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後３年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ 次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ 本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
　甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）　甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ） 前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併

がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ 甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ 甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の ａ から ｇ までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行

する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

５【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は、641,667千円（前連結会計年度末は557,923千円）となりました。現金及び預金が86,954千円増加したことが主な要因であります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は、35,343千円（前連結会計年度末は50,730千円）となりました。有形固定資産のその他が4,963千円、繰延税金資産が4,094千円減少したことが主な要因であります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は、157,714千円（前連結会計年度末は143,076千円）となりました。契約負債が8,450千円、１年内返済予定の長期借入金が10,108千円増加したことが主な要因であります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は、343,712千円（前連結会計年度末は392,948千円）となりました。 長期借入金が46,740千円減少したことが主な要因であります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は、175,583千円（前連結会計年度末は72,629千円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益が103,294千円となったことが主な要因であります。

(3)経営成績の分析

「１【業績等の概要】(1)業績」をご参照下さい。

(4)経営成績に重要な影響を与える要因

「４【事業等のリスク】」をご参照下さい。

(5)キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度における重要な設備投資及び重要な除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 （千円）
本社、マルクワークス吉藤 （愛媛県松山市）	障がい福祉サービス事業	建物（事務所）	4,008
東京本社、マルクカレッジ秋葉原 （東京都千代田区）	障がい福祉サービス事業	建物（事務所）	7,769

３【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	連結会計年度末現在発行数（株）（2025年８月31日）	公表日現在発行数（株）（2025年11月28日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,400,000	1,700,000	700,000	700,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,400,000	1,700,000	700,000	700,000	―	―

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年11月28日(注)	―	700,000	―	10,000	△72,500	―

(注) 2023 年 11 月 28 日開催の定時株主総会において、資本準備金の額 72,500 千円を 72,500 千円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えております。また、140,000 千円をその他資本剰余金から繰越利益剰余金に振り替えております。

(6)【所有者別状況】

2025年８月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	―	―	3	―	―	4	7	―
所有株式数(単元)	―	―	―	3,701	―	―	3,299	7,000	―
所有株式数の割合(%)	―	―	―	52.9	―	―	47.1	100	―

(7)【大株主の状況】

2025年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ソーシャルリンク株式会社	愛媛県松山市ひばりヶ丘７番８号	266,500	38.07
北野　順哉	愛媛県松山市	239,900	34.27
株式会社IBJ	東京都新宿区西新宿一丁目23番７号	100,000	14.28
北野　賢三	愛媛県松山市	30,000	4.28
谷口　学	愛媛県伊予郡松前町	30,000	4.28
武智　弘泰	愛媛県松山市	30,000	4.28
セキ株式会社	愛媛県松山市湊町７丁目７－１	3,600	0.51
計	―	700,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を切り捨てております。

(8)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 700,000	7,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	700,000	－	－
総株主の議決権	－	7,000	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社グループでは株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社グループは、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

４【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第 13 期	第 14 期	第 15 期
決算年月	2023 年８月	2024 年８月	2025 年８月
最高（円）	－	－	－
最低（円）	－	－	－

（注１） 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。
（注２） 第 13 期、第 14 期、第 15 期の株価につきましては、売買実績がないため記載しておりません。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2025 年３月	４月	５月	６月	７月	８月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注１）最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。
（注２）2025 年３月から 2025 年８月については売買実績はありません。

５【役員の状況】

男性４名　女性－名　（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役	社長	北野 順哉	1974 年 12 月 24 日	1997 年４月 2006 年６月 2008 年４月 2013 年５月 2013 年 11 月 2015 年８月 2019 年７月 2021 年５月 2022 年９月 2023 年９月	株式会社サニーマート入社 株式会社エス・ピー・シー　入社 株式会社四国博報堂入社 まるく株式会社　入社 当社代表取締役就任 トライ株式会社代表取締役就任 株式会社アイリール代表取締役就任 まるく株式会社代表取締役就任 当社　代表取締役社長就任（現任） 株式会社エヒメスポーツエンターテイメント取締役就任 一般社団法人愛媛ニュービジネス協議会理事就任（現任） 株式会社ミライデザイン GX 取締役就任（現任） 株式会社エヒメスポーツエンターテイメント代表取締役社長就任（現任）	（注）２	（注）４	239,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数（株）
取締役	就労支援事業部長	谷口 学	1985年３月12日	2006年４月 2009年４月 2010年８月 2016年２月 2018年７月 2023年３月	精神障害者能力開発訓練施設ジョブサポートえひめ　入所 障害者多機能型事業所きらりの森　入所 まるく株式会社　入社 当社　執行役員 当社　取締役放課後等デイサービス事業部長就任 当社　取締役就労支援事業部長就任（現任）	（注）２	（注）４	30,000
取締役	管理部長	片山 正人	1979年11月11日	2002年４月 2009年９月 2016年９月 2017年２月 2019年１月 2024年11月	株式会社フィットネスマネジメント　入社 まるく株式会社　入社 当社　スコラ事業部長就任 当社　就労支援事業部長就任 当社　管理部長就任 当社　取締役管理部長就任（現任）	（注）２	（注）４	-
監査役	－	白石 昌弘	1982年７月15日	2006年４月 2006年11月 2007年５月 2007年９月 2008年11月 2013年４月 2018年７月	コンピュータシステム株式会社　入社 株式会社スモールサット　入社 株式会社三福綜合不動産　入社 株式会社アドバンスサポート　入社 有限会社清水式賃金研究所　入社 株式会社創夢パートナーズ　代表取締役（現任） 当社監査役就任(現任)	（注）３	（注）４	-
計								269,900

(注) 1．監査役　白石昌弘は、社外監査役であります。
2．取締役の任期は2024年11月27日の定時株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3．監査役の任期は2022年11月28日の定時株主総会終結の時から選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4．2025年８月期における役員報酬の総額は、48,810千円を支給しております。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

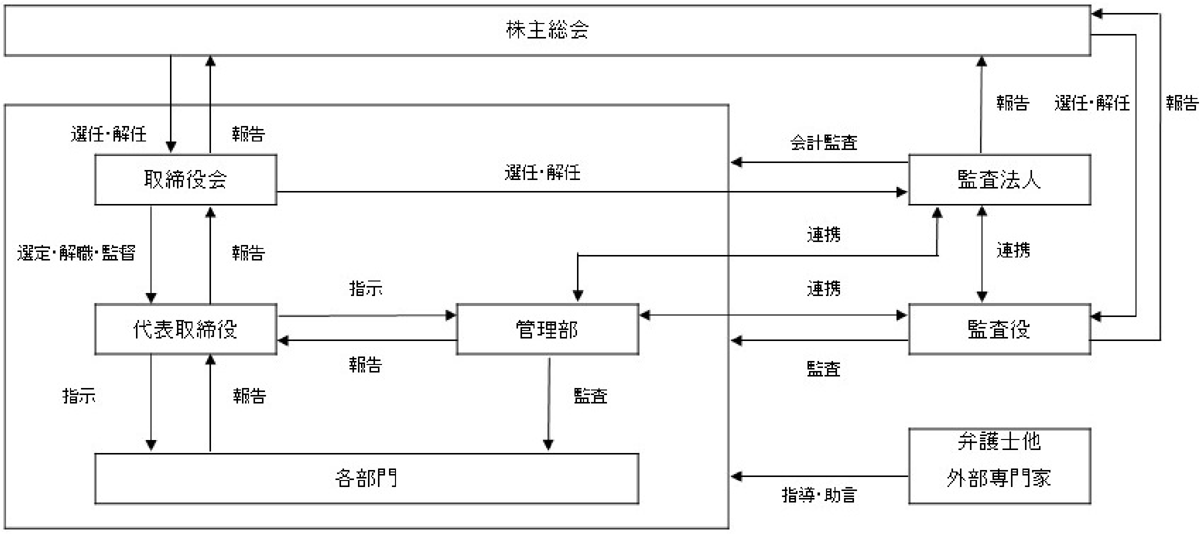

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ．取締役会

当社取締役会は、３名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役制度を採用しており、１名で構成されております。監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年８月期において監査を執行した公認会計士は三王知行氏、永田匠氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士１名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④　内部監査及び監査役の状況

当社グループの内部監査は、管理部３名が主管部署として、業務を監査しております。つぎに管理部の監査は、代表取締役社長及び運営部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、内部監査責任者と監査役は、随時情報交換を実施しており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおります。また、内部監査責任者と監査役は、監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、各監査を有機的に連携させることにより、各監査の実効性及び効率性の向上を図るとともに、当社グループの業務の適正性の確保に努めております。

⑤　リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥　社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役が１名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦　支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧　役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 （千円）	報酬等の種類別の総額 （千円）			対象となる 役員の員数 （人）
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	48,630	48,630	―	―	4
監査役（社外監査役を除く）	―	―	―	―	―
社外役員	180	180	―	―	1

上記には、2024 年 11 月 27 日の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 1 名を含んでおります。

⑨　取締役及び監査役の定数

当社の取締役は５名以内、監査役は３名以内とする旨を定款で定めております。

⑩　取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪　株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫　自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬　中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第５項の規定により、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭　取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮　社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯　株式の保有状況

該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	6,500	－
連結子会社	－	－
計	6,500	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第６【経理の状況】

１　連結財務諸表の作成方法について

（１）当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

（２）当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当連結会計年度（2024 年９月１日から 2025 年８月 31 日まで）の連結財務諸表について、ひかり監査法人により監査を受けております。

１【連結財務諸表等】

（１）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年８月31日）		当連結会計年度 （2025年８月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		411,355		498,309
売掛金		135,390		124,869
前払費用		9,393		10,707
その他		1,785		7,780
流動資産合計		557,923		641,667
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）		9,679		8,378
リース資産（純額）		6,081		4,650
その他（純額）		10,448		5,484
有形固定資産合計	※	26,209	※	18,513
無形固定資産				
リース資産		3,942		3,097
無形固定資産合計		3,942		3,097
投資その他の資産				
投資有価証券		441		553
繰延税金資産		10,604		6,510
敷金及び保証金		5,789		3,067
その他		3,744		3,600
投資その他の資産合計		20,579		13,731
固定資産合計		50,730		35,343
資産合計		608,654		677,011

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年８月31日）	当連結会計年度 （2025年８月31日）
負債の部		
流動負債		
１年内返済予定の長期借入金	35,632	45,740
リース債務	2,200	2,253
未払金	48,717	47,813
未払費用	32,805	36,843
未払法人税等	13,040	5,872
未払消費税等	7,370	6,723
契約負債	－	8,450
その他	3,310	4,017
流動負債合計	143,076	157,714
固定負債		
長期借入金	384,154	337,414
リース債務	7,965	5,711
その他	829	587
固定負債合計	392,948	343,712
負債合計	536,024	501,427
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	15,000	15,000
利益剰余金	34,233	137,527
株主資本合計	59,233	162,527
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△51	△61
その他の包括利益累計額合計	△51	△61
非支配株主持分	13,448	13,116
純資産合計	72,629	175,583
負債純資産合計	608,654	677,011

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2023年９月１日 至　2024年８月31日）	当連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）
売上高	※１　756,989	※１　843,657
売上原価	492,198	517,897
売上総利益	264,791	325,759
販売費及び一般管理費	※２　232,228	※２　246,908
営業利益	32,563	78,851
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	0	30
助成金収入	23,245	33,025
その他	3,205	1,593
営業外収益合計	26,451	34,650
営業外費用		
支払利息	2,105	1,834
その他	－	35
営業外費用合計	2,105	1,869
経常利益	56,908	111,632
特別利益		
固定資産売却益	－	※３　1,332
特別利益合計	－	1,332
特別損失		
減損損失	※４　8,006	－
特別損失合計	8,006	－
税金等調整前当期純利益	48,902	112,964
法人税、住民税及び事業税	13,040	5,907
法人税等調整額	△10,604	4,094
法人税等合計	2,435	10,001
当期純利益	46,466	102,962
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失（△）	9,793	△331
親会社株主に帰属する当期純利益	36,673	103,294

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 （自　2023年９月１日 至　2024年８月31日）	当連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）
当期純利益	46,466	102,962
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7	△9
その他の包括利益合計	※　7	※　△9
包括利益	46,473	102,953
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	36,680	103,285
非支配株主に係る包括利益	9,793	△331

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	155,000	△142,439	22,560
当期変動額				
剰余金処分		△140,000	140,000	―
親会社株主に帰属する当期純利益			36,673	36,673
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計		△140,000	176,673	36,673
当期末残高	10,000	15,000	34,233	59,233

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△58	△58	3,655	26,156
当期変動額				
剰余金処分				―
親会社株主に帰属する当期純利益				36,673
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7	7	9,793	9,800
当期変動額合計	7	7	9,793	46,473
当期末残高	△51	△51	13,448	72,629

当連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	15,000	34,233	59,233
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			103,294	103,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計			103,294	103,294
当期末残高	10,000	15,000	137,527	162,527

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△51	△51	13,448	72,629
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				103,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	△9	△331	△340
当期変動額合計	△9	△9	△331	102,953
当期末残高	△61	△61	13,116	175,583

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2023年９月１日 至　2024年８月31日）	当連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	48,902	112,964
減価償却費	11,850	11,518
減損損失	8,006	－
固定資産売却益	－	△1,332
受取利息及び受取配当金	△0	△30
支払利息	2,105	1,834
売上債権の増減額（△は増加）	△29,939	10,520
未払金の増減額（△は減少）	14,719	△903
未払費用の増減額（△は減少）	73	4,037
未払消費税等の増減額（△は減少）	4,043	△646
その他	1,049	7,482
小計	60,809	145,444
利息及び配当金の受取額	0	30
利息の支払額	△2,105	△1,834
法人税等の支払額	△1,925	△18,959
営業活動によるキャッシュ・フロー	56,778	124,681
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	－	2,532
有形固定資産の取得による支出	△12,779	△693
その他	△122	△732
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,901	1,106
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△36,990	△36,632
リース債務の返済による支出	△2,297	△2,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△39,287	△38,832
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	4,589	86,954
現金及び現金同等物の期首残高	406,765	411,355
現金及び現金同等物の期末残高	※１　411,355	※１　498,309

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１.連結の範囲に関する事項

⑴連結子会社の数　１社　連結子会社の名称　株式会社ミライデザインGX

⑵主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

２.持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３.連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

（１）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

（２）　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

（ただし、2007年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　　　　　　　10～18年

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③長期前払費用

均等償却

（３）重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（４）重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

①　障がい福祉サービス事業

障がい福祉サービス事業においては、障がいのある方の社会的な自立に向けた支援を行っており、利用者にサービスを提供した時点で収益を認識しております。また、障がい福祉サービス従事者向けの研修を提供しており、研修の受講に対応して収益を認識しております。

②ソーシャルビジネス事業

ソーシャルビジネス事業においては、スーパー等のCO2削減及び食品ロス削減の支援を行っており、顧客との契約に基づき、役務の提供が完了した時点で契約に基づく報酬を収益として認識しております。

（５） 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（６）その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）

固定資産の減損

（１）連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
固定資産	39,685	28,279
減損損失	8,006	－

（注）上記は固定資産の減損に係る会計基準の対象となる金額を記載しております。

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として各事業所単位で資産のグルーピングを行っており、２期連続で営業損益の実績がマイナスとなった場合、事業所固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものと判定しております。兆候が識別された事業所に関して、予算を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、減損損失の認識が必要と判断した事業所については、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損損失を計上することとしております。減損損失の認識の要否判定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定に基づいて算定しておりますが、これらは今後の市場の動向等により大きく影響を受け、翌連結会計年度以降の会計上の見積りに影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「前払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組み替えております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた11,178千円は、「前払費用」9,393千円、「その他」1,785千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

前連結会計年度 (2024年8月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
29,756千円	32,019千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年9月1日 至2024年8月31日)	当連結会計年度 (自2024年9月1日 至2025年8月31日)
給料及び手当	52,896千円	56,111千円
役員報酬	63,780千円	64,710千円
支払手数料	18,676千円	29,051千円

※３　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2023年９月１日 至2024年８月31日)	当連結会計年度 (自2024年９月１日 至2025年８月31日)
車両運搬具	－千円	1,332千円

※４ 減損損失

前連結会計年度（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都千代田区	事業所	建物及び工具器具備品

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所を基本単位としてグルーピングし、減損損失の認識を行っております。その結果、収益性が著しく低下した事業所について、当該事業所の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 5,255 千円として計上しております。その内訳は、建物 5,049 千円、工具器具備品 205 千円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額はないものとして減損損失を認識しております。

当連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自2023年９月１日 至2024年８月31日)	当連結会計年度 (自2024年９月１日 至2025年８月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	7	△9
組替調整額	―	―
法人税等及び税効果調整前	7	△9
法人税等及び税効果額	―	―
その他有価証券評価差額金	7	△9
その他の包括利益合計	7	△9

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自　2023 年９月１日　至　2024 年８月 31 日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数（株)	当連結会計年度 減少株式数（株)	当連結会計年度 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	700,000	―	―	700,000
合計	700,000	―	―	700,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度株式数(株)
発行済株式				
普通株式	700,000	―	―	700,000
合計	700,000	―	―	700,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）	当連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）
現金及び預金勘定	411,355千円	498,309千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	－千円	－千円
現金及び現金同等物	411,355千円	498,309千円

２．重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）	当連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	11,379千円	－千円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	11,379千円	－千円

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

主として、業務用パソコン（器具及び備品）であります。

無形固定資産

業務用ソフトウェアであります。

②　リース資産の減価償却の方法

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）「４．会計方針に関する事項（２）　重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行によって行う方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスク、投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である未払金等は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に拠点開設計画に照らして必要な資金の調達等を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後 12 年であります。リース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達等を目的としたものです。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することにより市場リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金及び借入金等については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「投資有価証券」については重要性が乏しいため、記載を省略しております。

前連結会計年度（2024 年８月 31 日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（１年内返済予定を含む）	419,786	418,351	△1,434
リース債務（１年内返済予定を含む）	10,165	10,129	△36
負債計	429,951	428,480	△1,470

当連結会計年度（2025年８月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（１年内返済予定を含む）	383,154	382,166	△987
リース債務（１年内返済予定を含む）	7,965	7,852	△112
負債計	391,119	390,019	△1,099

（注１）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	411,355	－	－	－
売掛金	135,390	－	－	－
合計	546,745	－	－	－

当連結会計年度（2025年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	498,309	－	－	－
売掛金	124,869	－	－	－
合計	623,179	－	－	－

（注２）長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	35,632	45,740	38,597	35,058	44,220	229,539
リース債務	2,200	2,253	2,308	2,364	1,038	－
合計	37,832	47,993	40,905	37,422	45,258	229,539

当連結会計年度（2025年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	45,740	38,597	35,058	44,220	44,103	175,436
リース債務	2,253	2,308	2,364	1,038	－	－
合計	47,993	40,905	37,422	45,258	44,103	175,436

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年８月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年８月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	―	418,351	―	418,351
リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）	―	10,129	―	10,129
負債計	―	428,480	―	428,480

当連結会計年度（2025年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	―	382,166	―	382,166
リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）	―	7,852	―	7,852
負債計	―	390,019	―	390,019

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）

時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前連結会計年度（2024年８月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年８月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （2024年８月31日）	当連結会計年度 （2025年８月31日）
繰延税金資産		
未払費用	5,223 千円	5,558 千円
未払事業税	1,095	541
税務上の繰越欠損金（注）２	33,547	1,472
減損損失	4,666	4,268
その他	5,635	6,726
繰延税金資産小計	50,169	18,566
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）２	△29,996	△924
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,568	△10,584
評価性引当額小計（注）１	△39,564	△11,508
繰延税金資産合計	10,604	7,058
繰延税金負債		
未収事業税	－	△547
繰延税金負債合計	－	△547
繰延税金資産の純額	－	6,510

（注）１．評価性引当額が28,056千円減少しております。この減少の内容は、主に繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したこと等に伴うものであります。

２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2024年８月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	－	－	－	－	－	33,547	33,547
評価性引当額	－	－	－	－	－	△29,996	△29,996
繰延税金資産	－	－	－	－	－	3,550	3,550

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2025年８月31日） （単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	－	－	－	－	－	1,472	1,472
評価性引当額	－	－	－	－	－	△924	△924
繰延税金資産	－	－	－	－	－	547	547

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度（2024年８月31日）

法定実効税率	34.1%
（調整）	
中小法人軽減税率適用による影響	△1.8
住民税均等割	2.6
評価性引当額の増減	△28.9
その他	△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.0%

当連結会計年度（2025年８月31日）

法定実効税率	34.1%
（調整）	
中小法人軽減税率適用による影響	△0.6
住民税均等割	1.1
評価性引当額の増減	△24.8
その他	△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.9%

３．決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)」が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、 2026年４月１日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、 2026 年９月１日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が34.1%から34.9%に変更になります。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社グループは、本部及び各拠点の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

前連結会計年度（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	障がい福祉サービス事業	ソーシャルビジネス事業	
就労自立支援	510,302	－	510,302
放課後デイサービス	164,253	－	164,253
研修	－	－	－
CO2 ・食品ロス削減支援	－	82,434	82,434
顧客との契約から生じる収益	674,555	82,434	756,989
外部顧客への売上高	674,555	82,434	756,989

当連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	障がい福祉サービス事業	ソーシャルビジネス事業	
就労自立支援	577,931	－	577,931
放課後デイサービス	164,957	－	164,957
研修	62,632	－	62,632
CO2 ・食品ロス削減支援	－	38,136	38,136
顧客との契約から生じる収益	805,521	38,136	843,657
外部顧客への売上高	805,521	38,136	843,657

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　4．会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

（単位：千円）

	前連結会計年度 2024年８月31日	当連結会計年度 2025年８月31日
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	105,450	135,390
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	135,390	124,869
契約負債（期首残高）	－	－
契約負債（期末残高）	－	8,450

（注）契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１　報告セグメントの概要

当社グループは、「障がい福祉サービス事業」と「ソーシャルビジネス事業」の２つを事業としております。報告セグメント別の主な事業内容は以下のとおりです。

名称	事業内容
障がい福祉サービス事業	・就労継続支援Ａ型・移行支援事業所（附帯福祉サービスとして指定特定相談支援、就労定着支援も実施）の運営 ・放課後等デイサービス事業所の運営 ・自立訓練（生活訓練）事業所の運営 ・サービス管理責任者等の研修　等
ソーシャルビジネス事業	・CO2 削減及び食品ロス削減プロジェクトの運営に関する業務等

２　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準じた方法であります。なお、セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため、記載しておりません。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年９月１日 至 2024年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注)	連結損益計算書計上額
	障がい福祉サービス事業	ソーシャルビジネス事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	674,555	82,434	756,989	－	756,989
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	674,555	82,434	756,989	－	756,989
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,804	－	4,804	△4,804	－
計	679,360	82,434	761,794	△4,804	756,989
セグメント利益又は損失（△）	△2,658	33,380	30,722	1,840	32,563
その他の項目 減価償却費	11,850	－	11,850	－	11,850

（注）セグメント利益又は損失（△）は連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024 年９月１日 至 2025 年８月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注)	連結損益計算書計上額
	障がい福祉サービス事業	ソーシャルビジネス事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	805,521	38,136	843,657	－	843,657
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	805,521	38,136	843,657	－	843,657
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,554	－	3,554	△3,554	－
計	809,076	38,136	847,212	△3,554	843,657
セグメント利益又は損失（△）	79,225	△373	78,851	－	78,851
その他の項目 減価償却費	11,518	－	11,518	－	11,518

（注）セグメント利益又は損失（△）の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　2023 年９月１日　至　2024 年８月 31 日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
愛媛県国民健康保険団体連合会	505,305	障がい福祉サービス事業

当連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
愛媛県国民健康保険団体連合会	542,765	障がい福祉サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）

「障がい福祉サービス事業」セグメントにおきまして、収益性の低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額した結果、8,006千円の減損損失を計上しております。

当連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前連結会計年度（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
関連当事者との取引
前連結会計年度（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2023年９月１日 至　2024年８月31日）	当連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）
１株当たり純資産額	84円54銭	232円10銭
１株当たり当期純利益	52円39銭	147円56銭

１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2023年９月１日 至　2024年８月31日）	当連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	36,673	103,294
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	36,673	103,294
普通株式の期中平均株式数(株)	700,000	700,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	―	―

(注) 当連結会計年度及び前連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	35,632	45,740	0.9	―
１年以内に返済予定のリース債務	2,200	2,253	2.6	―
長期借入金 （１年以内に返済予定のものを除く。）	384,154	337,414	0.4	2026～2036年
リース債務 （１年以内に返済予定のものを除く。）	7,965	5,711	2.5	2026～2029年
合計	429,951	391,119	―	―

(注) １．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)	４年超５年以内 (千円)
長期借入金	38,597	35,058	44,220	44,103
リース債務	2,308	2,364	1,038	―

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎年11月
基準日	毎年８月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年２月末日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	－
株主名簿管理人	－
取次所	－
名義書換手数料	－
新株交付手数料	－
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アール・ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アール・ジャパン
取次所	－
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、愛媛新聞に掲載する。 公告掲載URL　https://maruc-group.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第２項各号に掲げる権利

会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月28日

株式会社マルク

取 締 役 会　御中

ひかり監査法人

京都事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	三　王　知　行
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	永　田　　匠

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルクの2024年９月１日から2025年８月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルク及び連結子会社の2025年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。